

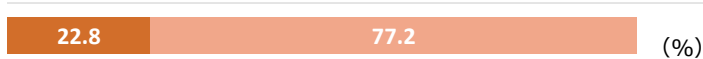
第17回滋賀県首長会議

「新型コロナウイルス感染症に関連する 人権侵害等への対応について」

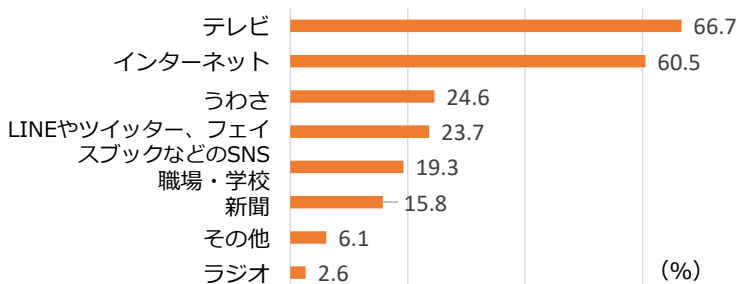
1. 県内の状況～緊急WEBアンケート結果（5月実施・抜粋）より

Q5.新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、医療従事者、生活物資の輸送など社会機能の維持に貢献してくださっている方々、帰国者、外国人など（いずれもその家族を含む）への不当な差別や誹謗中傷、いじめ等を見聞きしたことがありますか。

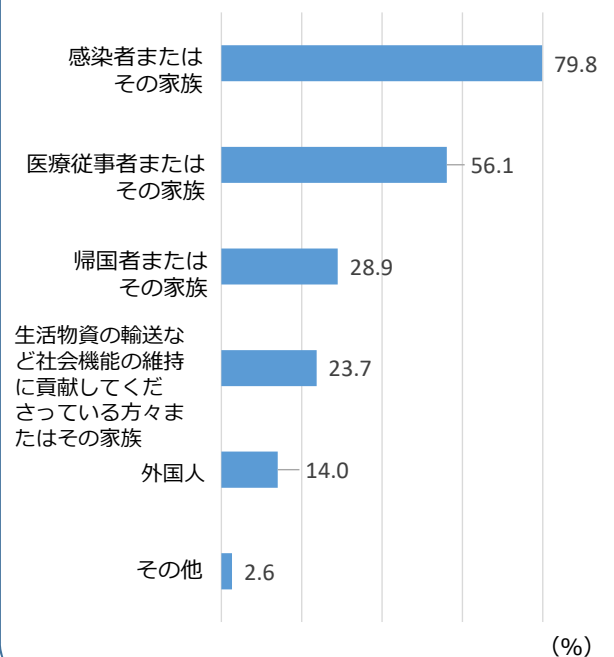
■ ある ■ ない



Q6.Q5で「ある」とお答えの方にお伺いします。どこで見聞きしましたか。（いくつでも）



Q7.Q5で「ある」とお答えの方にお伺いします。誰に対する人権侵害でしたか。（いくつでも）



2. 感染症にかかる情報の公表等について

(1) 感染者の発生等にかかる情報の公表について

➤ 感染予防に必要な情報は公表しつつ、差別や風評被害につながらないように配慮

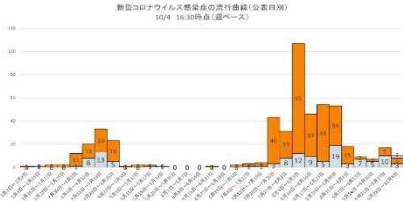
【公表の考え方(例)】

- ・ 勤務先や学校、利用施設等の名称は原則非公表
- ・ 行動歴は、本人や他者に感染する(させる)可能性があると思われる行動に絞って公表
- ・ 10歳未満の性別は非公表、100歳以上の年齢は90歳代と同じ区分「90歳以上」で公表
- ・ 個別の発生例と紐づけすることなく、感染拡大防止に必要な情報をわかりやすく周知するため、流行曲線や感染経路の割合、年齢群別の症状等をグラフであらわし、日報・週報をホームページに掲載

★日報・週報の公表例(一部)

県内の感染動向について(10/4現在)

1) ①流行曲線(公表日別)



4) 先週と今週の感染経路別罹患率



評価(9/28~10/4の感染状況)

- 感染者数は比較的低値で推移しています。
- PCR検査陽性率は、9月28日以降は低下傾向にあります。
- 懸念していたシルバーウィークによる大きな影響はなかったと見られます。
- イベントや旅行等により、人の動きが活発化してきています。また、数は多くないものの、家庭内感染を継続的に認めています。高齢者や基礎疾患を持つ方と同居している場合は、特に自宅外において、手洗い、マスクの着用とともに、3密や大声を出す環境を避けることを意識しながら、過ごしてください。
- 季節性インフルエンザの流行期を控え、今年度は、インフルエンザワクチンが、より必要とされている方に確実に届くように、時期をずらしての接種をお願いします。
- 10月1日からは、65歳以上の方、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等を対象としていますので、その他の方は、10月26日からの接種にご協力いただきますようお願いいたします。

【課題等】

- 感染拡大防止に必要と判断される情報は公表しているが、より詳細な情報を求める声がある。
- 情報を公表しないことにより問題が発生することもある。
例) 利用施設名を非公表とした結果、周囲の同業施設等に風評被害が発生
- こうした背景には、感染への恐れや不安が考えられる。



県民の皆さんの安心につながるよう、検査や医療体制等に関する情報を含め、必要な情報発信に努めるとともに、感染者等を社会全体で支える意識づくりが必要。

(2) 感染症にかかる正しい認識の周知について

的確な感染情報に加え、「どのように感染するのか」「感染を予防するためにどのようなことに注意すればよいのか」、誰もが感染する可能性のある疾病であることなど、正しい知識と認識の発信・周知が必要。

◎病床稼働率や重症者数等を掲載した発生状況一覧表を毎日公表

区分	病床稼働率	重症者数	発生状況
県内	213	16	5,182
市	148	11	3,571
町	45	3	1,211
村	20	2	400



◎県広報誌「プラスワン」(5・6月号)に特集記事を掲載

このほか、一般電話相談窓口を毎日開設し、症状がなくても、新型コロナウイルスに関して心配する方等からの相談に対応する などを実施。



正しい認識が浸透するよう、粘り強く継続的に知識や情報を提供し続ける必要がある。

3. 感染症にかかる人権侵害防止啓発活動等について

(1) 人権啓発実施状況について

① テレビスポット広告 (30秒)

・びわ湖放送、6月1日から15日、30回



② ラジオスポット広告 (60秒)

・FM滋賀、6月1日から14日、30回



③ 県広報誌「滋賀プラスワン」(9・10月号)



④ じんけん通信(5月号、6月号)

⑤ びわ湖放送「テレビ滋賀プラスワン」

(5月31日放送)

⑥ YouTube動画広告

(テレビスポット広告を15秒に短縮、約34万回)

⑦ STOP!コロナ差別 知事メッセージ

(動画をYouTubeに掲載、約700回視聴)

(2) 啓発の課題

- ① 感染者の公表において人権侵害防止への配慮が必要
- ② 正しい認識の周知には継続的な取組が必要
- ③ 自分ごととして考えられるようなより一層の人権意識の向上が必要
- ④ 幅広い層までいきわたる啓発方法
- ⑤ 啓発の効果をより高めるために必要な工夫
- ⑥ 差別防止だけではなく医療従事者等への支援の輪を広げる情報の発信

(3) 今後の啓発について

【啓発コンセプト】

- ① 感染者等の公表内容を十分精査し、人権侵害や風評被害につながらないように配慮する
- ② 正しい認識を周知し、理解を深めていただく
- ③ 自分事ととらえ、自らの気付きや行動に繋げていただく
- ④ 様々な媒体を活用し、幅広い層に行き届く啓発
- ⑤ 具体的な人権侵害の事例を踏まえた啓発
- ⑥ 「何々してはいけない」から「何々をしよう」という啓発

【啓発手段】

①新たな啓発動画等を制作し実施

・テレビスポット広告(30秒)、ラジオスポット広告(60秒)、YouTube動画広告(30秒)

②制作した啓発動画等について、地域のケーブルテレビ局やFM局等に無償提供し、利活用を依頼

③新たな児童・生徒向けの新しい学習指導資料の作成

④ショッピングセンター・JR西日本にも啓発の協力を依頼



(上記写真は本年度の同和問題啓発強調月間の際にご協力いただいた様子)

(4) 県内市町へ依頼

・県制作啓発資材の市町での活用について (令和2年8月5日付事務連絡・別添1)

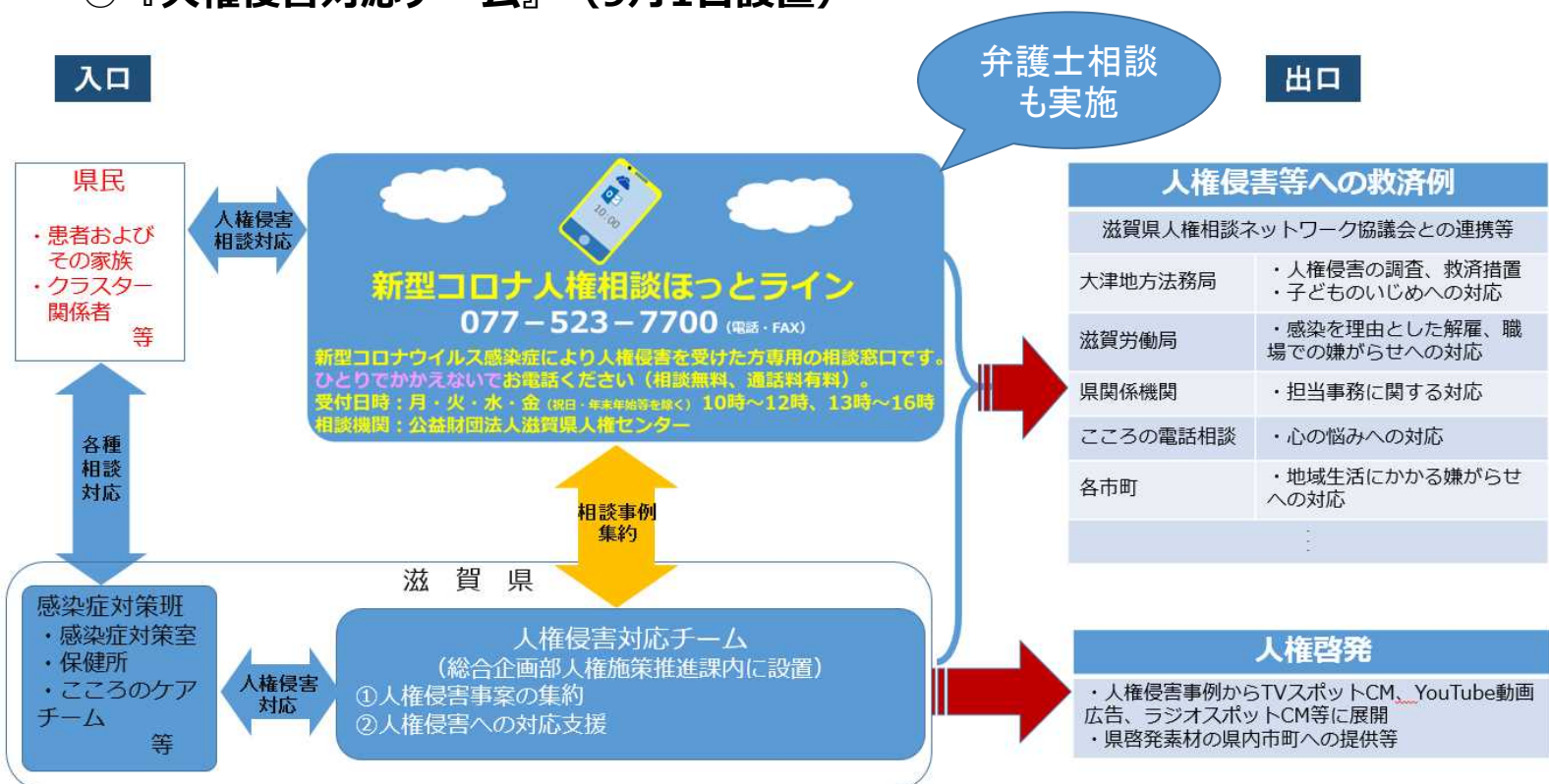
★上記の県制作啓発資材を県内市町でもご活用いただくようお知らせ

(今後制作する啓発資材のご活用もお願いします)

4. 人権侵害対応について

○『新型コロナ人権相談ホットライン』(9月1日開設)

○『人権侵害対応チーム』(9月1日設置)



※全ての感染者が退院される際に「新型コロナ人権相談ホットライン」の案内チラシを配布しています。

5. 人権侵害相談状況等について（10月7日まで）

（1）相談受付状況（3月～10月7日まで）

①「新型コロナ人権相談ほっとライン」	②「人権侵害対応チーム」	③「人権相談室」 (公財)滋賀県人権センター	④人権施策推進課	合計
(9月1日～対応)		(8月31日までの対応)		
8件(延べ13件)	3件	10件	18件(延べ23件)	39件(延べ49件)

（2）主な相談事例

- 感染者個人情報インターネット掲示板に書き込まれた
- 入院された方から、退院後地域から差別されないか心配している
- SNSにクラスター発生施設とデマ書き込みされた
- 感染者一家が転居を余儀なくされた
- 電柱や看板に「コロナ」と落書きされた

（3）主な対応例

- インターネット掲示板の削除要請方法を案内するとともに、相談内容に対応できる法務局も紹介
- 弁護士相談を実施後、法的措置に向け弁護士を紹介
- 相談者の意向により今後の啓発へ活用
- 警察へ被害届を提出

（4）今後の人権侵害相談対応にかかる課題

- ①「新型コロナ人権相談ほっとライン」の情報が必要な人に届いているか
- ②法務局と連携しても、対応情報を守秘義務の観点から提供されないため、最後まで寄り添った対応や、啓発材料とすることが困難
- ③人権侵害救済の実効性を高めるための法的制度がない
(人権救済制度について全国知事会等を通じて国に要望中)

（5）県内市町へ依頼

- 「新型コロナ人権相談ほっとライン」の開設について
(令和2年9月1日付事務連絡・別添2)
★相談窓口の設置について、住民への周知についてのご協力を各市町人権施策担当課に依頼
- 相談件数等の市町との情報共有について
(令和2年9月15日付滋人推第177号・別添3)
★相談件数および主な相談内容の情報共有について各市町人権施策担当課に依頼
(9月分については、10月5日に共有済み)

別添1

事 務 連 絡
令和2年(2020年)8月5日

各市町人権啓発担当課 様

滋賀県総合企画部人権施策推進課

新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害防止啓発について

平素よりお世話になっております。

現在、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害が県内でも発生しており、当課では別添のとおり人権侵害防止啓発活動を行っていますので、参考までにお知らせいたします。

別添啓発データを貴市町が実施する啓発での利活用等、御要望がありましたら御連絡ください。

滋賀県総合企画部人権施策推進課
企画・啓発係 河崎
電話 077-528-3533
E-mail cf00@pref.shiga.lg.jp



文字サイズ 小 標準 大

🔊 文字・音声サポート

🌐 Language

県民の方

▼

事業者の方

▼

県外の方

Mother Lake 琵琶湖

県政情報

▼

⚠️ 防災・災害情報

滋賀県 > 県民の方 > くらし > 人権

新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害の防止について

2020年6月18日

[Tweet](#)

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者、その家族等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

誰もが感染者、濃厚接触者になる可能性があります。自分や家族がそのような立場におかれたときにどのような気持ちになるか考えて行動しましょう。

新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害防止のために滋賀県が行っている情報発信、啓発一覧

- ◆ 滋賀県ホームページ
 - [新型コロナウイルス感染症に関する滋賀県の状況について:「県民の皆様へ」](#)
- ◆ じんけん通信
 - [令和2年5月号:特集 新型コロナウイルス感染症の拡大と人権](#)
 - [令和2年6月号:特集 新型コロナウイルス感染症の拡大と人権 2](#)
- ◆ 県広報誌「滋賀プラスワン」
 - [令和2年（2020年）5・6月号 vol.185:P2人権への配慮](#)



- ◆ びわ湖放送「テレビ滋賀プラスワン」

- 🔍 くらし
- 消費生活
- 防犯・交通安全
- 食の安全
- 生活衛生・動物愛護
- 税金
- 土地
- 情報通信・ICT
- 協働・NPO
- 人権
- 男女共同参画
- 国際・多文化共生・パースポート

バナー広告

工具市場滋賀 | 愛知川

滋賀県金属買取
神田重慶金属株式会社

滋賀県解体工事
湖北サイト株式会社

県内のホームページ
無料作成アルク株式会社

バナー広告募集中

[2020年5月31日放送：「こんな時こそ思いやりを持って、冷静な行動を」コロナに負けるな！](#)

(YouTubeへリンク)



県政の課題や滋賀県が進める重要施策、事業を、
レポーターが現場での取材に基づき、分かりやすくお伝えします。
また、地域の魅力や今輝いている人など、滋賀の素晴らしさを伝えます。

◆びわ湖放送TVスポット広告

[人権啓発テレビスポット広告（6月1日～15日）：ジンケンダー「感染症啓発編」](#) (YouTubeへリンク)



◆YouTube広告

[人権啓発YouTube広告（5月29日から）：ジンケンダー「感染症啓発編」](#) (YouTubeへリンク)

[STOP!コロナ差別 知事メッセージ動画](#) (YouTubeへリンク)

◆e-radio (FM滋賀) ラジオ広告

[人権啓発ラジオ広告（6月1日～14日）：「感染症啓発ラジオ広告」](#)



お問い合わせ

滋賀県総合企画部人権施策推進課

電話番号：077-528-3533

FAX番号：077-528-4852

メールアドレス：cf00@pref.shiga.lg.jp

[>著作権・リンクについて](#) [>サイトマップ](#) [>サイトポリシー](#) [>ウェブアクセシビリティの方針](#)



滋賀県庁 [>県庁アクセスマップ・フロアマップ](#)

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3993

開庁時間：月曜日～金曜日8:30～17:15

土曜・休日・年末年始(12月29日～1月3日)は開庁していません。



©Shiga Prefectural Government. All Rights Reserved.

別添2

事 務 連 絡
令和2年(2020年)9月1日

各市町人権啓発担当課 様

滋賀県総合企画部人権施策推進課

「新型コロナ人権相談ほっとライン」の開設等について

平素よりお世話になっております。

現在、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害が県内でも発生しており、本県では別添のとおり新型コロナウイルス感染症を原因とした人権侵害を受けた方を対象に、「新型コロナ人権相談ほっとライン」を公益財団法人滋賀県人権センターと協力して9月1日に同センターに開設するとともに、人権侵害対応チームを当課内に設置して対応を行っていますので、参考までにお知らせいたします。

なお、「新型コロナ人権相談ほっとライン」につきましては、貴市町の広報誌等でご紹介いただくなど、住民への周知にご協力をお願いします。

滋賀県総合企画部人権施策推進課
企画・啓発係 河崎
電話 077-528-3533
E-mail cf00@pref.shiga.lg.jp



新型コロナ人権相談ほっとライン

077-523-7700 (電話・FAX)

新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた方専用の相談窓口です。

ひとりでかかえないでお電話ください(相談無料、通話料有料)。

受付日時：月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く) 10時～12時、13時～16時

相談機関：公益財団法人滋賀県人権センター

※受付後は、相談内容に応じて、法務局等関係機関との連携や弁護士相談を活用し、救済につなげていきます。

※メールでの相談窓口については、9月中旬に(公財)滋賀県人権センターのホームページ上で開設予定です。

※弁護士相談も毎月第3木曜日に行っています(予約必要)。

※相談で得た個人情報を目的外に使用することはありません。

通常の人権相談も行っています。困ったときは…ひとりでなやまないで電話してね

公益財団法人滋賀県人権センター人権相談室 電話番号：077-527-3885 〒520-0801大津市におの浜四丁目1番14号

相談日(電話・面接相談)：月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く) 10時～12時、13時～16時

※弁護士相談も毎月第3木曜日におこなっています(予約必要)

新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害対応について

入口

出口

県民

- ・患者およびその家族
 - ・クラスター関係者
- 等

人権侵害
相談対応

新型コロナ人権相談ホットライン

077-523-7700 (電話・FAX)

新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた方専用の相談窓口です。
ひとりでかかえないでお電話ください(相談無料、通話料有料)。

受付日時：月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く) 10時～12時、13時～16時
相談機関：公益財団法人滋賀県人権センター

※受付後は、相談内容に応じて、法務局等関係機関との連携や弁護士相談を活用し、救済につなげていきます。
※メールでの相談窓口については、9月中旬に(公財)滋賀県人権センターのホームページ上で開設予定です。
※弁護士相談も毎月第3木曜日に行っています(予約必要)。
※相談で得た個人情報を目的外に使用することはありません。

通常の人権相談も行っています。困ったときは…ひとりでなやまないで電話してね
公益財団法人滋賀県人権センター人権相談室 電話番号：077-527-3885 〒520-0801大津市におの浜四丁目1番14号
相談日(電話・面接相談)：月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く)10時～12時、13時～16時
※弁護士相談も毎月第3木曜日におこなっています(予約必要)

各種
相談
対応

滋 賀 県

相談事例
集約

感染症対策班

- ・感染症対策室
 - ・保健所
 - ・こころのケアチーム
- 等

人権侵害
対応

人権侵害対応チーム

(総合企画部人権施策推進課内に設置)

- ①人権侵害事案の集約
- ②人権侵害への対応支援

人権侵害等への救済例

滋賀県人権相談ネットワーク協議会との連携等

大津地方法務局

- ・人権侵害の調査、救済措置
- ・子どものいじめへの対応

滋賀労働局

- ・感染を理由とした解雇、職場での嫌がらせへの対応

県関係機関

- ・担当事務に関する対応

こころの電話相談

- ・心の悩みへの対応

各市町

- ・地域生活にかかる嫌がらせへの対応

⋮

人権啓発

- ・人権侵害事例からTVスポットCM、YouTube動画広告、ラジオスポットCM等に展開
- ・県啓発素材の県内市町への提供等

別添3

滋人推第177号
令和2年(2020年)9月15日

各市町人権啓発担当課長 様

滋賀県総合企画部人権施策推進課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関連した人権相談件数等の共有について（依頼）

平素よりお世話になっております。

令和2年(2020年)9月1日付事務連絡でお知らせしましたとおり、新型コロナウイルス感染症を原因とした人権侵害を受けた方を対象に、「新型コロナ人権相談ほっとライン」を開設するとともに、人権侵害対応チームを当課内に設置して対応を行っています。

今後につきまして、当課で「新型コロナ人権相談ほっとライン」および「人権侵害対応チーム」で受け付け、集約しました人権相談等の状況(件数情報)を、別紙1(案)のとおり毎月各市町へ提供させていただくこととしました(毎月月初に前月分をお知らせする予定です)。

その際、今後の啓発等を行う上での参考とさせていただきたいので、貴市町に寄せられた新型コロナウイルス感染症に関連した人権相談件数等について、貴課で集約できている情報がございましたら、別紙1(案)下表にて御報告いただきますようお願いいたします(毎月当課から送付させていただく情報への返信にて送付いただく予定をしております)。

滋賀県総合企画部人権施策推進課
企画・啓発係 河崎、畑
電話 077-528-3533
E-mail cf00@pref.shiga.lg.jp

令和2年(2020年) 月分人権相談件数等

全体相談件数		新型コロナ人権相談ほっとライン		人権侵害対応チーム	
相談件数	内相談者本人人権侵害	相談件数	内相談者本人人権侵害	相談件数	内相談者本人人権侵害
(主な相談内容)					
(参考) 累計件数(令和2年9月から)					

※「内相談者本人人権侵害」は相談者御本人が実際に人権侵害を受け、本人または家族等が相談された件数です(第三者にかかるうわさ、単なる意見等は含みません)。

(貴市町で 月に新型コロナウイルス感染症に関連した人権相談等がありましたら、ご記入の上、ご返信下さい。)

市町名： 所属名： 報告者ご氏名：

全体相談件数	
相談件数	内相談者本人人権侵害
(主な相談内容：個人情報等を除き、御報告いただける範囲で結構です)	
(参考) 累計件数(令和2年9月から)	

※「内相談者本人人権侵害」は相談者御本人が実際に人権侵害を受け、本人または家族等が相談された件数です(第三者にかかるうわさ、単なる意見等は含みません)。